政府備蓄米の適正水準への早期回復等に向けた意見書

米の不作や災害等の緊急事態における国民への確実な供給に備える政府備蓄米については、政府が先般示した令和７年産米21万トンの買戻しを踏まえても、適正な備蓄水準には達せず、食料安全保障の観点から適正水準へ早期に回復することが必要である。

農業資材やエネルギー価格高騰を背景に生産コストが増大し、高齢化によって農業従事者が不足する中で、米価の下落が続けば生産者の経営継続に懸念が生じるとともに、後継者の確保が困難となり、米の生産量が減少し安定的な食料供給が難しくなることが危惧される。

米の価格は需給バランスによって決まることが基本であるが、米の需給や価格が想定を超えて変動し、その結果として生産者の経営継続への不安の高まりと消費者・実需者の国産米離れが同時に起こりつつある現状において、政府が責任をもって全国的な米の需給の安定化による生産者の持続的な経営の確保を図り、以って国民への安定的な食料供給を確保することが必要不可欠であり、下記の項目を要望する。

記

１　政府備蓄米について、現状では適正な備蓄水準に達していないことから、令和８年産米の供給量を適切に把握した上で、食料安全保障の観点から買戻し・買入れにより適正な備蓄水準を早期に回復すること。

２　食料システム法に基づき示された米のコスト指標が形骸化することのないよう、政府の役割を適切に果たすとともに、国がリーダーシップを発揮して適切な価格形成が行われる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年10月１日

松　江　市　議　会

（提出先）
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣